

職業紹介事業報告の提出方法等について

※実績がない場合も提出が必要です（FAQの3を参照）。

（この郵便は令和2年12月末時点のデータにより送付しているため、住所変更届提出済みにもかかわらず旧住所となっている場合、到着時点で既に廃止届と事業報告書を提出済みである場合等がありますが、ご容赦ください。）

1 提出書類

（1）職業紹介事業報告書（様式第8号） 正本1部 写し2部

※東京労働局ホームページ掲載の最新様式または同封の最新様式をご利用ください。

※事業所ごとに作成してください。

※1面2面のみの両面印刷にご協力お願いいたします。

【報告対象期間】 令和2年4月1日～令和3年3月31日

ただし、次の場合は報告対象期間が異なります。

① 許可年月日または事業所新設日が令和2年4月1日～令和3年3月31日の場合

→許可年月日または事業所新設日～令和3年3月31日

② 令和2年度中に事業所を廃止した事業所の場合

→令和2年4月1日～廃止日

（廃止届と事業報告書をすでに提出済の場合は、提出不要です）

（2）返信用封筒（送付先住所記載のうえ、切手を必ず貼付してください）

2 提出期間 令和3年4月1日～令和3年4月30日

3 提出方法 原則郵送（新型コロナウイルス感染拡大防止のためご協力をお願いします。）

※来局された場合でも報告書等は預かり、事業主控え（受理印押印済）は後日郵送にて返却となります。

※郵送事故防止のため簡易書留等追跡可能なものをお願いいたします。

※事業主控えの返送までに数か月かかります。ご了承ください。

4 提出先及び問合せ先 東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第一課

（1）住所 〒108-8432 港区海岸3-9-45 東京労働局海岸庁舎3F

（2）電話番号 03-3452-1472

●東京労働局ホームページ掲載様式のご案内●

自動集計エクセルシートをアップしてあります。誤集計の防止など作成するうえで時間短縮につながりますので、ぜひご活用ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 有料無料職業紹介関係 > 4. 事業報告について